

秋田市上下水道局公告

秋田市公共下水道事業分担金徴収条例（平成5年秋田市条例第15号）第4条の規定に基づき、受益者分担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

令和7年5月14日

秋田市上下水道事業管理者 佐々木 保

賦課対象区域

太平山谷字中山谷地内（別添図面（省略）に表示された施工箇所に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内にあるもの）